



〈研究〉 EU における「市民社会」とガバナンス

網谷, 龍介

(Citation)

神戸法學雑誌, 53(1):33-67

(Issue Date)

2003-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004957>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004957>



EUにおける「市民社会」とガヴァナンス

——「ヨーロッパ公共空間の共有」は可能か？——

網谷 龍介

はじめに

二〇〇一年二月のラークン欧州理事会で設置された「欧州の将来に関する諮問会議（Convention on the Future of Europe）」は、これまで数次に亘り、政府間代表による条約改正という作業を通じて構築されていたヨーロッパ統合の枠組を見直し、最終的にはヨーロッパ憲法ともいえる制度枠組を構築しようとする新たな場である。議論の中心は、いうまでもなく加盟国とEUレヴェルの権限の分配であり、ヨーロッパレヴェルの諸機関の相互関係にあった。しかし、二〇〇三年夏に採択された最終草案に基いて最終的な機構像を予想するのは本稿の対象ではない。それは国益を考慮した加盟国間の妥協の結果となるはずであり、何らかの明確なモデルが単純に採用されることは考えにくい。さらに、これまでのヨーロッパ統合の進展が常にそうであったように、ヨーロッパ外の出来事が、そのベクトルは別にして統合の行方に大きな影響を与えてきたことも事実であり、現在の意見分布だけから今後のあり方を推測することはできない。

本稿が検討するのは、権限分配、機構間関係とは相対的には独立の、ヨーロッパレヴェルの「国家」政治的決定

中樞」と社会の関係という問題である。⁽¹⁾無論、条約改正の行方はこの問題にも影響を与えるであろう。しかし国家社会関係は、議会と政府の関係などとは異なり、加盟各国において必ず憲法で規定されてきた事項とは言いがたい。むしろそれは、個別の立法や行政実践のなから生まれてきたものである。それゆえ、ヨーロッパレヴェルのそれに関しても、これまでの行政実践とそれを取り巻く公的言説の中に見られる傾向を抽出することは、将来のあり方を考える上で一定の意味を持つといつてよいだろう。またEUの場合、国民国家レヴェルで中心となる「国民―議会―政府」という政治過程及び正統化の回路が弱い⁽²⁾ため、国家社会関係の視角は通常の国民国家レベルの政治分析以上に重要である。

具体的には、本稿は、「市民社会」というキーワードとNGOなどの諸組織の位置付けに注目する。EUの公的言説と行政実践の中でどのような位置付けがなされているかを、国家社会関係の業績を参照しながら検討し、その可能性と問題を索出するのが本稿の課題である。⁽³⁾

一 ヨーロッパ諸国における「公共空間の分有」とその類型

(一) 国家社会関係 (State-Society Relations) の視角

本稿が国家社会関係という語で表現するのは、政治的な決定中樞と市民がどのような回路で結ばれているか(いなか)ということに注目する一つの視角である。言い換えるならば、政党国家、コーポラティズム、社会運動、クライエントリズムなどの標語の下で別個に行われていた研究の対象を、その媒介機能に注目して横断的に切り取ったものといえる。

政党の機能変容や、議会政とクライエントリズムの関係に注目した重要な例外はあるものの、これまで、国家社会関係研究の中心をなすのは、コーポラティズムを鍵概念とする政治と経済アクターの関係であつた。⁽³⁾「公共空間

の分有 (sharing public space)」という魅力的なキーワード (Crouch 1986) を提示したクラウチが元来は産業社会学者であり、自身の一九九五年の著作では一九八六年論文の枠組を、コーポラティズムの単線発展論とも読める労使関係論に回収したことに象徴的である。このような、国家社会関係の政治経済論的研究の一つの里程標をなすのは、公共政策のみに焦点を絞るのではなく、企業行動を分析の中心に据え政治経済ガヴァナンスを総体として捉えようとする Hall and Sockice (2001) であろう。

他方、一九九〇年代以降とりわけ盛んとなった、第三セクター・アソシエーション研究は、経済アクターに限られない各種の非政府主体の果たしてきた役割に改めて光を当てるとともに、これらの主体を組み入れた問題解決枠組のポテンシャルを示している (cf. Salamon, Sokolowski and Anheier 2000)。いわゆる社会関係資本 (Social Capital) 論も、アメリカの文脈では主に、自発的結社への参加による個人の市民的な徳の涵養 (結社の内部効果) という枠組で議論されるが、結社間のネットワークが全体として社会に与える影響 (結社の外部効果) という議論の系が含まれている (cf. van Deth 2001)。⁴⁾

これらの研究動向から、国家社会関係の研究を拡張する上での二つの方向性が示唆される。第一は、これまで政治学からの十分な研究がなされてこなかった主体 (福祉団体、NGO) を含めた、国家社会関係論の可能性である。これまでの政治経済論的研究の成果は、このような新しい主体を含めた研究にどの程度適用可能であろうか。第二に、一九八〇年代までのコーポラティズム研究の中心が、なお国家の公共政策形成に中心を置いていたのに対し、社会の自律的問題解決能力を含めた形で、ガヴァナンス類型を考える方向である。本来はこの両者を考慮してヨーロッパ「市民社会」とガヴァナンスの関係を論じるべきだが、本稿ではさしあたり第一の側面に重点をおいた検討を行う。項を改めて具体的な分析視角に移ろう。

(二) 分析の視角…市民社会組織の位置付けの索出

これまでの国家社会関係の類型は、主に「コーポラティズム—多元主義」という、労使関係をその中心とする視角から構築されてきた。市民社会組織の位置付けはこれと対応するのだろうか。

第三セクターへの参加者やその経済規模といった量的側面にのみ注目する限り、両者に直接の関係は認められない。ジョンズ・ホプキンス大学を中心とする比較プロジェクトでカヴァーされているヨーロッパの十二ヶ国に関し、第三セクターの規模（雇用者数、ボランティア数、資金規模）とコーポラティズム度の指標の単純な相関をとった結果を見る限り、一貫した傾向を見ることができないばかりか、負の相関がある項目も少なくない（表一）。

しかし量的な規模とは別に、市民社会組織が政策過程の中で占める位置は、社会サーヴィスに関して *Baile and Pfennig* (2001) が示す通り、国毎に大きく異なるのも事実である。このような質的相違はどのように概念化できるだろうか。

Anheier and Topler (2002) は各社会における第三セクターの位置を以下のように特徴付けている。フランスにおける「社会的経済 (*économie sociale*)」概念は、社会経済的な側面を中心にあり、非営利的な運営の経済主体である面が強調される。イタリアのアソシエーション主義

表1 第三セクターの規模とコーポラティズム度

非 営 利 セクター規 準 コーポラ ティズム度	(a)雇用（就業人口 比、除農業）	(b)ボランティア （同）	(c) = (a) + (b)	(d)支 出 額 (GDP比)
(1)既 存 指 標 平 均	-0.02	-0.07	0.32	0.10
(2)統 合 度 (1960年代)	-0.11	-0.02	0.20	0.07
(3)統 合 度 (1990年代)	-0.06	-0.16	0.15	-0.05
(4)労 組 政 策 形 成 参 加 (70-92)	-0.32	-0.31	-0.22	-0.38

出所：(1)(2)(3)：Sialoff (1999), (4)：Compston (1994；1995a；1995b)

(a)(b)(c)：Center for Civil Society Studies, Johns Hopkins University

(<http://www.jhu.edu/~cnp/country.html>)

は、国家と教会への対抗勢力という点に重点があり、地域的な市民社会での役割が中心である。イギリスにおける慈善 (charity) の伝統は、私的な関与を強調し市民の自己責任と個人の義務を意味する。スウェーデンは、社会サーヴィスの供与における国家と市民運動の広範な協力を特徴とする。ドイツ、オランダとともに「補完性」によって特徴付けられるが、前者が強く法化されているのに対し、後者はより文化的に根付いたものであるという⁽⁵⁾。

そこで、多様性を整序する補助線として、⁽⁶⁾ いでは Van Waarden (1993) の枠組に注目する。団体と政策形成との関係 (ロビイングのみかより深い組み込みか)、法制化の度合 (フォーマルかインフォーマルか) の二つの次元により、四つの類型を提示したものである (図1)。本稿の文脈では特に前者の次元が重要である。国家と社会の関係が遠い場合には、市民社会組織の機能は、アドヴォカシー、もしくは国家の政策とは相対的に独立な自助の組織化が中心となると考えられる。それに対し、国家と社会がより密接な場合、社会組織の機能は政策形成過程における情報の供与から実際の政策執行への関与にまで及びうるだろう。この次元——国家と市民社会組織の距離——に注目しながら、以下ではEUにおける市民社会の言説と実践を検討する。

二 EUの機構と市民社会組織

ヨーロッパ統合の構想と実現過程は、当初から国家間協定にのみとどまるも

公 式 性
非 公 式 公 式

なし ロビイングのみ	エタティズム (フランス)	多元主義 (合衆国)
利益団体の政策 への組み込み あり、参加	非公式メソコー ポラティズム (イギリス)	マクロ・メソコー ポラティズム (オランダ)

図1 社会組織と政策スタイル (Van Waarden (1993: 195) を一部修正)

のではなかった(上原二〇〇二)。そのことは、統合具体化の初期から、社会組織が一定の役割を果たす枠組が組み込まれていることにも表れている。

(一) 統合の進展と社会組織

まず条約レベルの動向を概観しておこう。社会組織の参加制度化はヨーロッパ石炭鉄鋼共同体にさかのぼる(Armstrong 2002)。共同体設立条約は一八条で諮問委員会の設置を規定し、これを生産者、労働者、消費者、販売者の代表からなるものとしていた。このことは、初期の統合が新機能主義戦略に基づいていたことを考えれば自然であるが、同時に一九五〇年代初めの文脈においては、フランスの経済社会協議会をその代表に、参加各国の国内秩序としてもこの種の機能主義的諮問委員会が珍しいものではなかったことに留意すべきである。一九五七年のローマ条約ではこれをうけて経済社会委員会が設立された。

一九六〇年代から七〇年代にかけては、七〇年代に労使協議制度化が試みられているものの、統合全般と同様目だった進展はない。社会組織の組み入れの動きが再活性化したのはドロール委員長の下での十年である。この時期に中心となったのはまず労使団体の組み込み(社会的対話 *Social dialogue*)であり、ヴァル・ドゥシエス社会的対話を契機に、現在につながる労使協議枠組の制度化が始まった。NGOに関しても、一九九一年のマーストリヒト条約締結に際して、付属宣言書二三「慈善アソシエーションとの協力 (*Declaration on cooperation with charitable associations*)」において、慈善アソシエーション・財団との社会福祉目的の協力が規定されている。

しかし、市民社会がヨーロッパ統合の大きなテーマとなるという現在にいたる動向の直接の起点は、一九九〇年代後半にある。統合の進展とともに、社会アクターのヨーロッパレベルの活動を行うインセンティブは増し、組織の増加を見た。そして、ポスト・マーストリヒトの政府間会議に向けて活発なロビー活動も展開された。にもか

かわらず、一九九七年のアムステルダム条約では市民社会の位置付けは示されなかった。ただし、労使団体の社会的対話に対して準立法権限を持たせることが規定されたことも付言しなければならない。

一方、条約レヴェルの動きとは別に、行政実践レヴェルでの動きもこの時期に大きく展開している。コミッションの戦略として市民社会対話 (civil dialogue) が浮上するのは、一九九〇年代前半の社会政策緑書・白書をめぐる議論の中である。それに続く一九九六年のヨーロッパ社会政策フォーラムの開催が一応の画期をなす (Armstrong 2002; Kendall and Anheier 1999)。

そして一九九七年には、社会経済ユニット (後述) の主導により「ヨーロッパのヴォランティア組織と財団の役割の促進」と題されたコミッション文書が明らかにされた。これ以降、市民社会組織、NGO、アソシエーションをめぐる議論はヨーロッパ公共空間の議論において一定の地位を占めつつけることになる。その中では、「市民のヨーロッパ」を強化する上での市民社会組織の社会的・政治的重要性が確認されるとともに、これまでのNGOとの関係がレヴェニューされ、継続的に意見交換を行うことが主張された。文中の語ながら市民社会対話という概念も用いられ、「各国当局との政策対話および社会パートナーとの社会的対話と並ぶ」ものとして位置付けられている (CEC 1997, 7)。これに対しては経済社会委員会 (CES 118/98, 28.01.1998)、「ヨーロッパ議会 (OJ C 1998/226/66, 20.07.1998)」、地域委員会 (OJ C 1998/180/10, 11.06.1998) のそれぞれが好意的な意見を明らかにした。ただし、全体としてこの文書への反響は小さく、コミッションの側でも市民社会対話の戦略は雇用社会及び企業総局に限られていたという (Smismans 2002, 7-8)。

NGOにとって、ヨーロッパレヴェルでの活動は必ずしも自明ではなかった。次節で触れるとおり、EUの政策におけるNGOの位置付けには領域ごとに大きな相違がある。また、域内市場の完成により営利企業が加盟国内ならば自由に活動しうるのに対して、アソシエーションの位置付けに関しては法規定の統一化・相互承認は成り立つ

ておらず、本部所在地と異なる国での活動には困難がある。この点に関しコミッションは、一九九二年三月にヨーロッパレヴェルの協同組合、互助協会、アソシエーション法人格を規定する法案を発表し(OJ C 1992/99/1, 21. 04. 1992)、『経済社会委員会(OJ C 1992/223/52, 31.08.1992)』、『ヨーロッパ議会(OJ C 1992/4284, 15. 02. 1993)』の意見を経て、一九九三年七月には修正提案が示された(OJ C 1993/236/1)。しかし理事会レヴェルで、立法は頓挫した。

このような状況に刺激を与えたのは、逆説的だがヨーロッパNGOの活動を危殆にさらす出来事であった。それは、保守党政権のもとにあったイギリスが、社会的な排除の是正のためにコミッションからNGOに支払われた予算の合法性を争った訴訟である。一九九八年の判決は、ヨーロッパ議会による当該支出項目の追加は十分な法的基礎を持たないとし、当該項目に加え、その他の行動についても共同体立法による明確な法的基礎が必要であるとした。このため八億ユーロに及ぶNGO向け予算が一時凍結された。年末までに凍結はほとんど解除されたものの、この事件がNGOの一部からの公式制度化された位置付けの要求につながっていく(Smismans 2002, 7-9; Armstrong 2002, 121; Alhadeff and Wilson 2002, 4)。

このような展開を基礎に二〇〇〇年のニース条約においては、経済社会委員会の地位に関する規定が修正され「委員会は組織された市民社会の様々な経済的・社会的要素を代表する」と、初めて「市民社会」の語が条約上取り入れられた(二五七条)。更に欧州諮問会議に対しても、経済社会委員会やNGOは「市民社会」をめぐり活発に発言し、草案四六条「参加民主主義の原則」二項において、「EUの諸機関は代表性を持つ諸結社や市民社会との間に開かれた。透明な定期的対話を維持するものとする」と規定された(CONV 820/03, 797/1/02 REV 1)。

また、一旦頓挫したアソシエーション規則に関しても進展が見られる。アムステルダム条約の発効にともなう条約上の基礎の変更をうけ、ヨーロッパ議会は一九九九年十月に改めて決議を確認したが、ニース条約の締結準備

やヨーロッパパレヴェルの会社設立に関する法案が優先され、具体的成果には至らなかった。しかし、二〇〇二年後半に、議長国デンマークがコミッションに対して改めて立案を依頼し、NGOとの協議の下で策定された草案が現在各国代表に付託されている⁷ (*Social Voice*, 4, May 2003, 10-11; <http://europa.eu.int/comm/enterprise/entrepreneurship/coop/statutes/statutes.htm>)。また、協同組合に関する規則はまもなく採択される予定である(EIRO On-Line, EU 0306201 N)。

(二) 政策分野単位の組み入れ

以上のように、一九九〇年代後半以降のヨーロッパパレヴェルの言説においては、「市民社会」が確固とした地歩を占めるにいたった。では、具体的にヨーロッパパレヴェルの市民社会組織はどのように機能しているのだろうか(Al-hadeff and Wilosn 2002)。

環境、開発、人権、社会政策と大きく分けて四つの領域がヨーロッパNGO活動の中心であると言われるが、NGOの政策過程への組み入れが最も進展しているのは環境政策の分野である。ヨーロッパパレヴェルの代表組織として、WWF、グリーンピースなどからなるGreen 8が機能し、ヨーロッパパレヴェル規制においても明示的に位置付けられている。たとえば、一九九七年の理事会・議会決定をうけてコミッションは、環境NGOの活動促進を定めた二〇〇一年末までの行動計画を策定した。そこでは、諮問会合や公聴会への代表を確保することにより「環境政策の形成過程のすべての段階におけるNGOの体系的な組み入れの促進」が目指されている(Article 1.3)。このうち当初三年間の資金供与は外部評価に付され、概ね肯定的に評価された(COM (2001) 337 final/2, 09.10.2001)。このレビューに基づき、修正を経て、環境NGOの活動促進が理事会およびEU議会により再び決定された(OJ L 75, 16. 03.2002)。環境NGOにはプロジェクト支援だけではなく、基幹経費支出(core funding)も相

対的には十分に支給されている。また、総局長やコミッショナーとの定期協議を行っている他、五〇をこえる専門家委員会に参加している。

開発政策におけるNGOの役割も同様に長い歴史を持つ。コミッションは一九七六年に「開発NGOとコミッションのリエゾン委員会（CLONG）」を設立した。これはほぼコミッションからの資金のみで成立したものが、現在は十五ヶ国の九〇〇の組織を包括するものとなっている（Alhadeff and Wilson 2002）。また年間で十億ユーロが開発協力におけるNGOに支出されている。NGO側からは「現在のコミッションとNGOの関係は両義的である：我々は政策対話における正統な開発政策主体とみなされていない」という不満が述べられているが（BOND 2002: 3）、ロメ協定の期限切れにもなつてアフリカ、カリブ海、太平洋諸国と二〇〇〇年に結ばれたコトヌ協定（Cotonou Agreement）では、第二条「基本原則」及び第六条「パートナーシップの主体」において、市民社会組織をパートナーシップの中に組み入れることを謳っている。

一方、人権の分野における結びつきはより弱い。ヨーロッパバレーヴェル組織としてはアムネスティなどからなる人権コンタクトグループがあるのみであり、コミッションとの結びつきも制度化には乏しい。

この他、最近になつて市民社会組織との接触を深めたのが貿易政策である。伝統的には必ずしもNGOとの関係の深い分野ではなかったが、ジュネーヴWTO閣僚会議の際のデモンストレーションをうけ、シアトルWTO閣僚会議を前に当時のブリタン委員が労組、経営者とともに市民社会代表との諮問会合を行った。そして全総局中初めての「市民社会リエゾン担当官」が設置され、ブリタンに続くラミー委員は彼の官房（cabinet）のメンバーの一人をこれに充てた。更に、四NGO団体の代表、消費者団体、労資、経済社会委員会からなる「市民社会コンタクトグループ」がWTO閣僚会議の二ヶ月前に設置され、この代表がシアトルへのEU代表团にも含まれることになつた。以後も公式非公式のコンタクトは続いている。

社会政策に関連する領域での最初の動きは、雇用・社会問題総局ではなく、企業総局からのものである。企業活動の自由化によって、非営利活動を行うアソシエーションや協同組合などの立場に影響が与えられるからである。

ドロール委員長の下での市場統合の進展とともに、「社会的次元」が重要性をますますにつれ、いわゆる第三セクター部門を中心とする非営利社会活動が政策対象として明確化され始めた。一九八九年には企業総局内に社会的経済ユニットが設置され、一〇年間に六回の社会経済会議を開催した。しかし、一九九四年にコミッションが提案した三年間にわたる多年時行動計画は理事会の決定には至らず、二〇〇〇年の再編にともない、手工業、中小企業と同じ部署に統合された(CEC 2001 a)。社会的経済ユニットの最大の業績の一つが「ヨーロッパにおける自発的組織と財団の役割の促進」の公表である。さらに二〇〇〇年にはディスカッションペーパー「コミッションとNGO…より強固なパートナーシップの構築」が発表された。

この領域においては、一九九四年以降の非公式諮問の後、一九九八年には、「協同組合、相互扶助組織、アソシエーション及び財団に関する諮問委員会 (CCCMAP: Consultative Committee for Cooperatives, Mutual Societies, Associations and Foundation)」が設立された(OJ L 80/51, 18.3.98)。二〇〇〇年一月にはこの後継組織として、より自立性をもった常設ヨーロッパ会議(PECCMAP)が設立され(CEC 2001 b)、そこからは二名が代表として公式諮問機関(OJ L 285/24, 10.11.2000)「企業政策グループ」(現在三四名)に出席している。

雇用・社会総局が担当する領域で同種の組織が出来たのはようやく一九九六年になってからであり、一七の組織からなる「社会プラットフォーム (Platform of the European Social NGOs)」が設立された。しかし内部での見解の相違は大きく、一九九九年には内部規定として決定をコンセンサス方式とすることが定められた。自ら「プラットフォームの活動領域をめぐる議論は補完性をめぐる加盟国間の争いに奇妙なほど似ている (Alhadeff and Wilson 2002, 5)」とするほどである。その故にか逆に制度化への意欲は強い。一九九六、九八年の二度にわたるコミッシ

ヨン主催の社会政策フォーラムを経て、雇用・社会問題総局との間には年二度の定期協議を行うことが合意されている。

三 市民社会概念の定着とガヴァナンス化

以上に概観したように差異は小さくないものの、いくつかの政策領域では、市民社会組織の組み入れが制度化されていく傾向にある。これにとどまらず、近年では市民社会組織との接触を深める方向がコミッション全体や経済社会委員会によっても提示されている。本節ではそのような戦略の特徴と意味を検討する。

(一) 経済社会委員会と市民社会の定義

市民社会との接触を深めようとする戦略において最大の問題は、アクターが多様である点にある。代表性の問題があるとはいえ、まがりなりにも輪郭のつかみやすい労使団体とは大きく異なる。この点においてヨーロッパバレーの議論の中心となっているのが、経済社会委員会の提起した「組織された市民社会」の概念である。

経済社会委員会は、自らを中心とした、市民社会との直接のチャネルの制度化に積極的である。特に二〇〇年末の条約改正を前にして、一九九九年には自らのイニシアティブで意見を採択するとともに、二度にわたり会議を開催した。これらを通じて、経済社会委員会は市民社会をめぐる議論を自らの地位向上のための機会として利用しようとした (Armstrong 2002, 118)。コミッションと「組織された市民社会」を架橋するものとしての自己規定である (CES 1069/2002, 5)。

経済社会委員会の議論における市民社会とはどのようなものであるか。EESC (1999a) は市民社会の構成要素として、多元性、自律性、連帯、公的意識、参加、教育、責任、補完性を挙げる。そして具体的な組織として、

労使団体、その他の社会経済利益代表、NGO、青年組織などのコミュニティ組織（CBOs: community-based organisations）、宗教的共同体が含まれるとする。この文章では使われていないものの、ここでのイメージを良く表すのが、EESC（1999b）以後のキャッチフレーズとなる「組織された市民社会」の語である。市民社会に様々な組織の形態がありうることは認めつつも、「一定の基本的な組織機構を持ち、質的にも量的にもその特定のセクターを代表する組織のみが、ヨーロッパ統合に積極的な貢献をなしうる（EESC 1999a: 8）」とされるのである。

もつともこのようなイメージは、ヨーロッパの政治アクターに必ずしも共有されているわけではない。ヨーロッパ社会党のセミナーに出席したNGO代表がそれまでの発言を聞いて、「私は今アイデンティティ危機に陥っている（Alhadeff 2001）」とし、「我々が組織された市民社会の語で意味しているのは、何人かの発言者の述べたような不定形なマスのイメージとは何の関係もない（Ibid.）」と批判しているのはこの点を良く表している。また、特

に経営者団体についてその市民社会アクターとしての位置付けを否定する意見もある（EESC 1999b）。しかしこの定式は、コミッションによつても引き継がれることになり、公式の文書において中心的な位置をしめることになる⁽⁹⁾。

（二）市民社会の「代表性」

このように、市民社会を組織の集合として理解した場合に、どの組織がどのような回路で参加するかが問題となる。この点、経済社会委員会は自らを、「委員会は市民社会組織の代表としての特別な役割を、その制度的な地位と付託、及びそのメンバーシップに遡ることが出来る（EESC 1999a: 10）」と位置付け、中心的役割を果たそうとしている。

これにはNGOからの批判が強い。例えば、社会プラットフォームは経済社会委員会のこのような主張を現状で

は認めたいとし、「第三グループが、現在のようにその多くが正確には雇用者と呼びうるような状態にあるのではなく、より明確に市民社会を代表することを望んでいる (Alhadeff 2001)」と改革を要求する。また、経済社会委員会のコンセンサス方式が意見の多様性を不必要に縮減してしまうとの批判もある (BOND 2001: 6)。経済社会委員会側からは、委員会メンバーの選定は加盟国の権限であるとする弁明がなされる一方 (第三グループの前代表による発言) (EESC 1999 b)、市民社会組織の代表をより広範に組み入れる方途の模索が宣言されている (EESC 2000, 10)。

しかし、NGO側の主張も磐石ではない。問題は、サイズや継続性に重点のある組織だけではなく、柔軟性やスピードを旨とする組織が市民社会に含まれる点である。このような組織の代表性を数的な基準で捉えることは出来ない。経済社会委員会主催の一九九九年の会議においても出席者からは、代表性とは数的基準のみによるのではなく、活動の質や専門性にも依拠するものだという意見が出されていた (EESC 1999 b: 41)。

実際、自らの参加の機会拡大を求めるNGO側の主張には必ずしも代表性は含まれない。Social Platform (2001, 4) は「全てのNGOに適用しうる『代表性』の単一の基準を作ることとは不可能である…代表性のみではNGOの良い実践を測るための十分に正確かつ適切な基準とはならない」としている。これに代わり、例えば開発NGOの要求において民主的システムの基礎とされているのは、透明性、答責性 (accountability)、実効性、応答性 (responsiveness) である (CLONG et al., 2002: 5)。これはコトヌ協定の六条二項において、「非政府主体の承認は、住民のニーズに対応する度合、その固有の能力、そして民主的かつ透明に組織・運営されているかどうかによる」とされているのを基礎としている¹⁰⁾。NGOの「代表性」基準への警戒は、CEC (2002) に対し「より厳密ではない『代表性』のヴィジョン」が採用されたことを歓迎する見解を発表したNGOがあることにも表れている (CEDAG 2002)。

条約上の基礎をもつ社会的対話手続においても代表性は重要な争点であり、中小企業者団体であるUEAPMEが社会的対話手続を通じた立法の無効を訴えるに至った（Armetrong 2002, 124-126）。¹¹ 第一審裁判所は、UEAPMEの原告適格を否定すると同時に、立法手続を検討した上でその正統性を確認したが、今後の立法手続において十分な代表性が担保されていない場合の訴訟の可能性を排除してはいない。このような経験を踏まえ、ヨーロッパ労働組合総連合やヨーロッパ産業・使用者団体連合は、市民社会団体が自ら「代表性」の基準を構築することを求めている（EESC 1999 b, 40-41）。

（三） コミッショント市民社会組織

一方コミッションも、経済社会委員会などの動きとは独立に、市民社会組織との対話を制度化する方向に進んでいる。二〇〇〇年にはNGOとのより強固なパートナーシップをタイトルに掲げたディスカッションペーパーが公表され（CEC 2000）、さらに『ガバナンス白書』では中心的テーマの一つに市民社会の組み入れが取り上げられた（CEC 2001 d, 14-18）。社会プラットフォームが『白書』に対し歓迎の声明を発しているように（http://www.socialplatform.org/code/en/pres_rel.asp?id_presse=26）、¹²このような動向はNGOにも歓迎されている。その後『白書』それ自体は欧州諮問会議の設置により影が薄くなったが、条約レビュールに至らない行政実践上の枠組整備の動きは進められている。諮問委員会とそこに参加する団体のディレクトリであるCONECCSデータベース（http://europa.eu.int/comm/civil_society/conecs/index_en.htm）が設置された他、「諮問と対話の文化を強化するために」と題された提案が公にされ（CEC 2002 a）、¹³諸団体からの意見を受けてこれを修正決定するなどの措置が採られている（CEC 2002 b）。

コミッションは市民社会組織の組み入れにどのような意味をもたせているのだろうか。¹²

NGOに対してコミッションが期待する役割の一つは、ヨーロッパ化の推進勢力としての役割である。先にあげたようにコミッションがCLONGを設立したのもその例である。社会プラットフォームが「NGOはヨーロッパ・ネットワークに組織されることで、各国の加盟団体におけるヨーロッパ的思考の出現を刺激する (Social Platform 2002)」とするように、これはNGO自身によっても認められている点である。

また、第二節で概観したとおり、開発政策や環境政策など、NGOの組み入れが個別の政策・プロジェクトの実効性や正統性の観点から進められている分野もある。

しかし、現在コミッションが進めているのは、全体として市民社会組織との接触を構造化しようとする試みである。よりマクロなテーマとして、そこに顕在化するのが、「正統性を直接に担保する手段としての市民社会との接触」と「社会組織組み入れによるガヴァナンスの総体的向上」という二つのモチーフである。

例えば、プロディ委員長は「ネットワーク・ヨーロッパ」と言う語を用い、これを「市民社会と他のアクターの新しい分業(分)と位置付け、これによつて「ヨーロッパ民主主義はより直接的に、より参加型になる(5)」としている (Prodi 2000)。この部分のみを一見すると「市民のヨーロッパ」という正統性の確保に重点があるようだが、このような参加の言説は全体としてガヴァナンスに実効的な政策の実現という議論の枠の中に収められていることに留意する必要がある。実際これに続くのは「市民社会がヨーロッパガヴァナンスに参加する最良の方法は、集権的に組織されたヨーロッパ大の組織ではなく、ネットワークキングとイシューごとの積極的活動 activism (5)によつてである」というくだりである (強調はすべて原文)。

このような効率化の要請から浮上するのが有意性 (relevancy) の概念である。CEC (2002) は諮問手続への参加者に関し、「開放的なガヴァナンスの原則に従った包括的 (inclusive) なアプローチ」を採るとしているものの、その後に、諮問プロセスに先立ってターゲット集団は明確に定義されていることが必要であるとし、コミッション

は有意な当事者からの入力を積極的に求めなければならないという留保がある。この概念がかなり限定的な意味を持ちうることは、アメリカ政府が、諮問手続は「必ずしも開放的ではないことを示すように思われる」と指摘し、事前の選定を行うのではなく、「コミッションは単純に、関心のある当事者が自らを自己定位するに任せ」ればよいとコメントしていることにも明らかである (US Government, 2002, 4)。

また、経済社会委員会の主張にもガヴァナンス重視の色彩は強い。その際に援用されるのが、「機能的補完性 (functional subsidiary)」の概念である (EESC 1999 b: 35)。例えば欧州諮問会議に宛てた意見書の中では「市民社会対話の要求は民主主義と補完性に拠るものである……決定の準備過程に誰が組み込まれるべきかを考える際には、領域的な (垂直的) 補完性ばかりではなく、機能的な (水平的) 補完性も考慮されなければならない」とされ (CES 1069/2002, 3)、この概念は「ヨーロッパガヴァナンスの新しい形態に道を開くもの (EESC 2001, Workshop 3, Conclusions, 2)」と位置付けられる。

これらから明らかになるのは、ヨーロッパ NGO をアドヴォカシーもしくは自助に限ることなく、トランスナショナルなガヴァナンスに制度化された形で組み込もうとする動きである。しかし、この方向性には一つの難問がある。

(四) ガヴァナンスと正統性のディレンマ

ガヴァナンスという枠の中に市民社会組織の参加を位置付けた場合に、正統性との緊張があらわになる。それが具体的に表れるのは、対話手続に組み入れられる団体をどのような基準で選ぶか、という問題である。

CEC (2002 a) においては経済社会委員会の基準が参照されている¹⁵。しかし、EU レヴェルでの恒久的な存在、メンバーの専門能力への直接のアクセスにより迅速かつ建設的な諮問が可能、ヨーロッパ社会の利益と符合する一

般的関心事を代表すること、個別利益の代表として加盟国レベルで認められた組織から成ること、多くの加盟国に加盟組織をもつこと、メンバーへの答責性、ヨーロッパレベルでの代表と行動を行う権威をもつこと、外部組織の指示に縛られず独立であることという八点から成るその基準は、なお概括的である (EESC 2001, 6)。NGOは「政策決定過程に組み入れられるNGOについての明確な基準が必要である (EWLA 2002)」¹⁾と、「NGOの正統性と代表性を評価するための明確で透明なガイドラインと基準を設ける (BOND 2002, 4)」²⁾ことを求め、この点がいまいであることを批判している。

この点につき、『ガヴァナンス白書』策定の過程では、ヨーロッパ審議会や国連に見られるような認証 (accreditation) 制度の導入が検討されNGO諸団体にヒアリングが行われたが、意見は分かれていた (CEC 2001 c, 13)。そのため『白書』では、コミッション全体としての認証手続導入は放棄されているが (CEC 2001 c, 18)、NGOの中にはこのような公式制度化を求める意見もある。

社会プラットフォームは、市民社会対話を条約に盛り込むことを求め、ニース条約での経済社会委員会強化で事足りるとされることに警戒感を示す (Alhadeff and Wilson 2002, 8-9)。そこから他のNGOとは異り、コミッションによる認証制度の導入にも、企業、政治的ロビイストと社会パートナーおよび組織された市民社会の代表を区別することは有益である (Alhadeff, 2001)³⁾として積極的であった。欧州諮問会議の憲法条約草案に対して、「代表性を持つ結社 (representative associations) との対話」という表現を「組織された市民社会——民主的に組織されたNGO——との対話」に変更するよう求めていた (Social Voice, 4, May 2003, 4)。労組などとの並置にも見られる通り、その狙いは「構造化された市民社会対話」を制度化し社会NGOの資金的基盤を確固としたものにすることである (Ibid., 6)。

しかし、このような形でNGOが政策過程に構造化されていくことは、他面でもより小規模のNGOのプレゼンス

を減少させる危険を内包している。特に、実績が基準とされた場合には新しいNGOは著しく不利な立場にたつ。

コミッションの基準明確化を求める立場からも、「このような基準は、小さく最近設立されたNGOも考慮するものでなければならぬ(EWLA 2002)」とする意見のあるほか、環境NGO援助の外部評価書においてもその問題は指摘されている(COM (2001) 337 final/2, 09.10.2001)。

また、このような方向には市民社会側の「責任」という観念が付随している。『白書』でも、「より良い組み入れとともにより大きな責任が生じる(CEC 2001 d, 15)」とされている。ただしここで市民社会に求められているのは、「答責性と開放性を含む良いガヴァナンスの原則」である。ガヴァナンスに重点を置く限りにおいて、代表性は必ずしも重要ではなくなるのである。

さらに、内部のガヴァナンス構造が十分に民主的でない以上、NGOは市民社会のヨーロッパ化の推進主体とはなりえないとWarleigh (2001)が述べるのも、同様のディレンマを別の形で指摘するものといえよう。実際、市民社会の描像は労使団体の役割以上に、社会ごとに異なり、ヨーロッパ大の調整は容易ではない。前述のアソシエーション規約に関しても、自国での特権的地位が掘り崩されることを恐れた、ドイツの福祉団体の反対が作用しているといわれる(Kendall and Anheier 1999, 290, 301)。現在でもドイツの福祉団体のメンバーには、ドイツのシステムをEUレベルで実現するよう積極的に働きかけるべきという意見もあるが、これは現実性が薄く、他国のNGOとの協力についても「ドイツの福祉システムに特殊な概念、例えば公共福祉指向(Gemeinwohlorientierung)を伝達するのは非常に困難である」といった悲観的な見解も少なくない(AWO Mittelrhein 2002, 20)。

コミッションは、NGOの選別基準についてなお明確な方針を示していない。CONECCSデータベースの登録基準も、複数のEU加盟国にまたがる非営利組織であること、コミッションのかかわる政策領域において活動し専門能力を持つこと、一定の制度化、コミッションに対し自らの情報を提供する用意、という四つの概括的な基準

である (http://europa.eu.int/comm/civil_society/coneccs/inscription.cfm?CL=en)。これに対し Greenwood (2002) は、EUが認証を事実上行っているとする。「諮問は可能な限り広く行われるべきであり、現在の一般原則として、一定の組織に特別の地位を与えることは望んでいない」とコミッションは CONECCS サイトで述べているが、確かに、政策形成に関与するアクターを整理する意図があることは疑いないだろう (http://europa.eu.int/comm/civil_society/coneccs/question.cfm?CL=en)。

しかしコミッションは、「諸組織がヨーロッパレベルの共通の団体またはネットワークの中で協働することを奨励する。そのような組織は諮問手続の効率化を大幅に促進するからである (CEC 2000, 9)」とし、一定の基準により諮問相手を定めることは全ての分野において適当とは限らず、「代表の指名や、ネットワークまたはプラットフォームの構築によって、NGO コミュニティが自己選抜を行うことが有益な代替案となりうる (Ibid., 11)」としている。コミッションが期待しているのは、社会プラットフォームや Green 8 の形成に見られるように、中心的な交渉パートナーとしての地位の提供を誘因として、市民社会組織が自律的に意見を集約する枠組の創出を、自らのフリーハンドを維持しつつ促進することにあるように思われる。¹³⁾ ガヴァナンスの観点を中心とした上で、代表性問題の解決を市民社会組織の側に委ねたものといえよう。

これに類比しうる仕組は国民国家レヴェルにも存在する。例えば、ドイツの「保健政策におけるコーポラティズム (Korporatismus in Gesundheitspolitik)」において、社会側の主体のうち保険者の主体は単一ではない。歴史的に形成された、社民系、カトリック系など六つの社会福祉団体が調整機構を形成し、それが交渉にあたる (「福祉団体の連邦作業共同体」 Bundesarbeitsgemeinschaft der freien Wohlfahrtspflege)。この文脈では、経済社会委員会が掲げる「機能的補完性」とほぼ同旨の「補完性」の主張がなされることも付言しておこう (cf. Backhaus-Mau1 2000)。このように、スウェーデン、オーストリアの往時の政労使協議のような、堅い組織を基礎にした「コーポ

ラティズム」ではなく、ゆるやかな調整組織からなる、しかしアクターの数は整理された協議の枠組が想定されているのではないだろうか。

四 おわりに——コーポラティズム型国家社会関係の生成可能性とその正統性問題

以上に見たように、ヨーロッパ統合に関連する領域での「市民社会」の言説には特定の傾向が顕在化している。すなわち、市民社会を「組織」の集合と捉え、その組織をガヴァナンスの観点から統治過程に組み入れていこうという方向である。この点において、コミッションと一部のヨーロッパNNGOにはある種の利益の合致がある。この先にはどのような国家社会関係像が結ばれるだろうか

Schmitter and Streeck (1991) 以来、ヨーロッパの政労使関係を多元主義として捕らえる議論が有力であった。Falkner (1998) はこれに対し、社会政策領域における「コーポラティズム的政策コミュニティ」の形成が見られると論じたが、このパラダイムは依然として根強く、例えば Greenwood (2002) もEUの利益媒介を多元主義的と形容している。

しかし第一に、国家社会関係における社会組織の位置付けと、政策領域の断片性は別次元にある。確かに、EUの統治における政策領域ごとの分断は多くの論者の指摘するところであり、コミッション自身によっても問題として認識されている点であり、この点に関しては機構改革の帰趨が大きな意味を持つかもしれない¹⁶。だが社会アクターに対するコミッションのアプローチが多元主義のそれとは異なることは先に述べたアメリカ政府のコメントにも明らかである。第一節で触れた Van Waarden (1993) の枠組に依拠する限りでは、この動きは「コーポラティズム」化と呼ぶべきものであろう。さらに、コミッションのアプローチ、NGO側の要求の双方は公式制度化を求めものでもあり、図の右側へ向かうヴェクトルを含んでいる。ただしマクロな枠組を欠く点で、現状ではオランダ

モデルと同視するまでには至らない。政策領域ごとに断片化し、かつ法化したコーポラティズムの政体の姿はむしろドイツのそれと類似しているかもしれない (cf. 網谷二〇〇二; Jochen/Siegel 2003)。

他方第二に、Schmitter and Streeck (1991) の指摘は、コーポラティズム的枠組の組織的基盤の欠落を指摘するものであり、その限りでは誤りではない。ヨーロッパヴェルの諸組織は、国民国家コーポラティズムを担ったものよりは弱いものでありつづけるであろう。ただし、近年のアイルランドやイタリアにおけるコーポラティズム型の政策形成の広がり (cf. 横田二〇〇三)、政労使のコーポラティズムですら一九七〇年代のそれとは異なる条件の下で成立している可能性を示唆する。これは Culpepper (2001; 2002) や Baccaro (2002 a; 2002 b) が強調する点である。彼らによれば、以前のコーポラティズムにおいてはメンバーのコントロールが重要であつたのに対し、現在は不確実性下での問題解決とそのためのローカルな知識の吸い上げが重要である。それゆえ現在必要なのは強固な組織ではなく、熟議能力なのである。また、注目すべきことに、アイルランドにおいてはこの枠組が労使団体のみならず NGO にも開かれているという (Baccaro 2002 b)。もしこのような主張がヨーロッパヴェルで適用可能であれば、①必ずしも強固な組織ではなく、②労使のみならず NGO も含めた、「ポストモダン・コーポラティズム (Baccaro 2002 a)」にも成立の可能性があるということになる。

以上の点から、ヨーロッパヴェルの国家社会関係が、多元主義的な形ではなく、労使団体のみならず一定の市民社会組織を含んだ、緩やかではあれコーポラティズム的な形で生成される可能性がある、というのが本稿の第一の主張である。

しかし、第二の論点として、仮にこのような形でヨーロッパヴェルにコーポラティズム型のガヴァナンスが形成されたとしても、それを直ちに「ヨーロッパ公共空間の共有」として、正統性を持った国家社会関係とみなしうるか、という問題がある。そこには、抽象的にはガヴァナンスと正統性のディレンマ、具体的には市民社会組織の

代表性という難問が残っている。

コミッションや経済社会委員会の路線が現実化した場合、ガヴァナンス向上と並んで「市民のヨーロッパ」という正統性担保の源であったはずの「市民社会」が、「組織された市民社会」として自己定位することによって、その正統化能力を喪失しうる。Armstrong (2002) が「トランスナショナル化、政府化、自律化」という語で批判的に特徴付ける傾向である。Curtin (2003) も、諮問への参加の基準はアメリカ型の手続的基準に限るべきであり、それによって可能な限り開かれた、そして包括的な熟議 (deliberation) の空間を作るべきであるとする。これに対し、現在のEUの「民主主義の過剰」(Greenwood 2002) を指摘し、市民社会の組織主体の構造化の必要を指摘する論者もある (De Schutter 2002)。議会・政党を中心とした国民国家レヴェルの代表制デモクラシー像に基づいて社会組織の直接参加を批判的に捉えるのではなく、EUにおけるデモクラシーの独自の形態を検討する論者においても、あるべき「公共空間の共有」についての具体的なイメージはなお分かれている。

さらに、翻って、国民国家レヴェルのコーポラティズムを通じた「公共空間の共有」に、何らかの正統性があったとするならば、それは、その担い手たる組織が具体性を持った人間集団（「労働者」「カトリック」）の像と結びつき、実質的な「参加」の機能を少なくとも象徴的に果たしていたことと無縁ではない。「公共空間の共有」は、公共的決定を独占的に支配してきた社会集団に対して、少数派・非支配集団が、公共的決定への参与や自らの管理する部分的な公共空間の承認を要求する歴史的過程において生成された、各社会毎の「歴史的妥協」であり、その限りで参加の拡大という意味を担ってきたのである。しかし社会集団自体の凝集性が弱まるとともに、個人と組織との結合が揺らぐことで、労働組合であれ宗派系社会福祉組織であれ、純粋にその機能（交渉やサービス提供）が問われるようになって固有の存在意義を失いかけているのが、現状である。

だとするならば、ガヴァナンスの形態として「ポストモダン・コーポラティズム」が成り立つとしても、そこに

ヨーロッパ公共空間の共有、さらには「ポストモダン・デモクラシー」の生成についての過度の意味を読み取るのは誤りであり、せいぜいのところ「断片化された正統性（小川 二〇〇三）」の一端と見るのが穏当であらう。これが本稿の第二の主張である。

ただし、付言しなければならないのは、このような試みに代えて、ビッグバン的な秩序形成によるヨーロッパ連邦の設立とその議会民主政化を構想するのは、現実性に乏しいだけではなく、現実に各国民国家レベルで進展してきた統治の変容——議会の比重低下と政党の機能変容——を考慮の外に置いている、ということである。その意味で、ヨーロッパレベルの市民社会組織の位置付けをめぐる言説と実践は、現在のデモクラシーの一般的困難を映す拡大鏡であり、特効薬たりえないとしても、興味深い政治的実験である。

*本稿に関連して、二〇〇三年三月に欧州統合史研究会で「国家社会関係と統合ヨーロッパ」と題する報告を行い、有益なコメントをいただいた。また、小川有美、八谷まち子両氏には草稿に目を通していただいた。記して、謝意を表したい。

- (1) 本稿がE.U.レベル統治機構に関して「国家」「国家社会関係」という語を用いているのは、比較政治学の知見を利用する上での便宜的なものであり、E.U.がstateであるという主張を含むものではない。
- (2) 後に触れるように、市民社会やNGOの語はその定義自体が政治的争点であるが、本稿では、市民社会組織という場合に、非国家・非営利目的の諸組織から政党、労組・経営者団体などの社会経済利益団体を除いたものを指し、NGOという場合にはさらに協同組合や互助組織などを除いたものを概ね指している。

- (3) 直接関連する先行研究として、Armstrong (2002), Curtin (2003), De Schutter (2001), Kendall and Anheier (1999), Obradovic (1999), Smismans (2002), Waleigh (2000; 2001) を参照。本稿の独自性は、『ガヴァナンス白書』以降

の新しい動きを検討に加える点と、国家社会関係をめぐる議論の蓄積の援用を試みる点にある。なお、労使団体を対象に国家社会関係を扱った試論として網谷（二〇〇二）も参照。また、「補完性」に注目しつつ類似の関心を含む研究として八谷（二〇〇二）、遠藤（二〇〇三）を見よ。

- (4) さしあたり、政党の機能変容を国家と社会のリンケージ機構という観点から検討する Kirschel (2000 a; 2000 b) を参照。日本語では、「国家社会関係」という視角を全面に出した専攻研究としてまず中山（一九九二）が参照されるべきである。また、横田（一九九七）は、「議会政」「二大政党制」の外見を支えるクライエンテリズムの構造を明らかにした示唆に富む論稿である。これら複数の回路が全体として国家と社会の媒介を構成する様を、仮説的に図示するのが Schmitter (1992) である。

- (5) 象徴的なのは、ドイツの社会学者シュトレークが、経営者団体の五〇周年記念大会で「社会資本としての団体」という講演を行い、労資団体間協調のポジティブな効果を強調している点である (Streck 1999)。

- (6) Fuhr (2002) は福祉国家類型論に対応させて、社会政策における NGO の役割を、サーヴィスは国と自治体が提供し、NGO はロビーとアドヴォカシーを行う北欧モデル、公的福祉の穴埋め・上乗せを行うアングロサクソンモデル、NGO が主たるサーヴィス提供者として統合されているコーポラティズムモデルに分類している。

- (7) ここで提示された類型は、Jeppson (2000) の示す四つの政体モデルとも強い親和性を持つ。それによれば近代の政体のモデルは、社会の組織化（「団体度」）と集団的な主体（「国家度」）のあり方により四つに理念型化される。個人を中心とし国家度の低い自由主義モデル（イギリス）、個人を中心とするが国家度の高い国家―国民モデル（フランス）、国家度は低いが団体が中心となる社会―団体モデル（北欧）、国家度が高く団体中心でもある国家―団体モデル（ドイツ）である。このモデルは、「コーポラティズムか否か」「福祉国家の三類型」では捉えられない、各社会の編成の相違を分析する上で有益な足がかりである。このモデルの適用として Schofer and Fourcade-Gourinchas

(2001) も参照。

(8) アンシエーション規則については Kendall and Anheier (1999) を参照。

(9) なお、ヨーロッパ議会の市民社会組織への姿勢は、媒介チャネルとしての競合可能性もあってより両義的である (Obradovic 1999, 10-13)。

(10) 例えば、『ガヴァナンス白書』は市民社会の定義として EESC (1999 a) を明示的に引用している。

(11) Social Platform (2001) ではこれに効率性や実績 (track-record) が加えられている (4-5)。

(12) 一九九八年六月に控訴も棄却され、敗訴が確定した U E A P M E は、同年十二月に U N I C E と協力協定を締結し、社会的対話における経営者側の立場の決定に際し諮問を受けることとなった (EIRO-Online, EU 9903159 F accessed at <http://www.eiro.eurofound.eu.int>; Press of the UNICE on 04.12.1998, "UNICE and UEAPME Sign Co-operation Agreement," accessed at <http://www.unice.org>; Bernard 2000; Barnard 2001, 90-95; Armstrong 2002, 124-126)。

(13) CEC (2000) は、参加民主主義の拡大、個別の集団の意見の代表、政策形成への貢献、プロジェクト運営への貢献、統合への寄与の五つを挙げている (4-5)。

(14) Curtin (2003) は、コミッションは既に展開されている指摘利益団体の組み込みへの悪影響を恐れ、伝統的に自己規律を優先していると指摘している (65)。

(15) もう一つのキーワードは「ネットワーク」である。ただし既存の国家モデルを階統制と位置付け、単純にそれと対比する用法は、その発見的意義も今やあまり大きくないだろう。

より生産的なのは、ガヴァナンスの様式の一つとしてネットワークを位置付ける議論である。Kohler-Koch (1999) はネットワーク・ガヴァナンスを、多元主義、国家主義、コーポラティズムと対比させる。これは、コーポラティズムが共通善指向であるのに対し、個別利益指向を基礎とした解決である点に、相違があるとするが、この点は疑問で

ある。プラスサムな解決の発見により、個別利益と共通利益を一定程度両立することに、通常はコーポラティズムの利点が求められているからである。

Ansell (2000) は「ネットワーク政体 (network polity)」という概念を提示し、コーポラティズム、多元主義の双方から区別する。そこに参加する組織は水平的にも垂直的にも分散的 (disaggregated) であり、この点では多元主義的である。しかし、組織相互の関係は多元主義モデルのように競争的ではなく、コーポラティズムモデルのように協調的であるとする (310-1)。この像は本稿の立場と近いが、ネットワークの語ではなく Van Warden (1993) に依拠したのは、参加主体 (NGO) の多数性を縮減することを、少なくとも戦略としてはコミッションが意図していると解したからである。

(16) Falkner (1998) の表現も、オーストリア型の包括的なコーポラティズムと区別する意図からのものである。

(17) 無論、筆者も別稿で指摘したように、戦後の国民国家デモクラシーにおいても、この問題が解決されていたか否かは単純に前提として良い問題ではなく、経験的問題である (網谷 2002)。

英文参考文献

- Alhadeff, Giampi, 2001. Governance and Democracy, Speech to the Party of European Socialists Seminar on Governance and Democracy. <http://www.solidar.org/Document.asp?DocID=2790&tid=15446> [07. 04. 2003].
- Alhadeff, Giampiero, and Wilson, Aimon, 2002. European Civil Society Coming of Age. <http://www.socialplatform.org/module/filelib/european-civil-comingofage.doc> [19. 03. 2003].
- Anheier, Helmut K., and Topler, Stepfan, 2002. Bürgerliches Engagement in Europa: Überblick und gesellschaftspolitische Einordnung. *Aus Politik und Zeitgeschichte*, B 9/2002, 31-38.

- Europe. COM (1997) 241 final, 06.06.1997. http://europa.eu.int/comm/enterprise/library/lib-social_economy/orgfd_en.pdf [07.04.2003].
- CEC, 2000. The Commission and Non-governmental Organisations : Building a Stronger Partnership. COM (2000) 11 final, 18.01.2000.
- CEC, 2001 a. Commission support to the Social Economy Enterprises (Cooperatives, Mutuals, Associations, Foundations). <http://europa.eu.int/comm/enterprise/entrepreneurship/coop/social-history/social-history.htm> [07.04.2003].
- CEC, 2001 b. Social Economy (CMAFs) on the European Agenda. http://europa.eu.int/comm/enterprise/entrepreneurship/coop/social-cmaf_agenda/social-cmaf_agenda.htm [07.04.2003].
- CEC, 2001 c. Report of Working Group "Consultation and Participation of Civil Society". http://europa.eu.int/comm/governance/areas/group3/report_en.pdf [07.04.2003].
- CEC, 2001 d. European Governance : A White Paper. COM (2001) 428, 25.07.2001.
- CEC, 2002 a. Consultation Document : Towards a Reinforced Culture of Consultation and Dialogue-Proposal for General Principles and Minimum Standards for Consultation of Interested Parties by the Commission. COM (2002) 277 final, 05.06.2002.
- CEC, 2002 b. Towards a Reinforced Culture of Consultation and Dialogue – Proposal for General Principles and Minimum Standards for Consultation of Interested Parties by the Commission. COM (2002) 704 final, 11.12.2002.
- CEIDAG (Comité européen des associations d'intérêt général), 2002. Reaction from CEIDAG to the Communication from the Commission "Towards a Reinforced Culture of Consultation and Dialogue", 26.07.2002.
- CLONG, et al., 2002. The Role of Civil Society in the EU's Development Policy. <http://www.eurostep.org/pubs/position/ge>

2160. pdf [07. 04. 2003].

Crouch, Colin, 1986. Sharing Public Space : States and Organized Interests in Western Europe. *In* : John A. Hall, ed., *States in History*. Oxford : Blackwell, 1986, 177-210.

Culpepper, Pepper D., 2000. The Sources of Policy Innovation : Sub-National Constraints on Negotiated Reforms. *KSG Working Paper*, RWP 00-014.

Culpepper, Pepper D., 2002. Powering, Puzzling, and 'Patching' : The Informational Logic of Negotiated Reforms. *Journal of European Public Policy*, 9 (5), 774-790.

Curtin, Deirdre, 2003. Private Interest Representation or Civil Society Deliberation? A Contemporary Dilemma for European Union Governance. *Social & Legal Studies*, 12 (1), 55-75.

Dyson, Kenneth H.F., 1980 a. *The State Tradition in Western Europe : A Study of an Idea and Institution*. New York : Oxford University Press.

Dyson, Kenneth H.F., 1980 b. The State and Society in Western Europe : A Model for Comparative Analysis. *West European Politics*, 3 (2), 166-187.

Ebbinghaus, Bernhard, 2002. Varieties of Societal Governance : Comparing the Social Partner's Involvement in Pension and Employment Policies. *BJIR Conference Politics of Employment Relations*, Windsor, GB, Sept. 16-17, 2002. [http ://www.mpi-fg-koeln.mpg.de/people/es/papers/Ebbinghaus_SocGov_2002. pdf](http://www.mpi-fg-koeln.mpg.de/people/es/papers/Ebbinghaus_SocGov_2002.pdf) [07. 04. 2003].

EESC (European Economic and Social Committee), 1999 a. The Role and Contribution of Civil Society Organisations in the Building of Europe. CES 851/99, 22. 09. 1999.

EESC, 1999 b. The Civil Society Organised at European Level. Proceedings of the First Convention, Brussels, 15. and 16. Oc-

- tober 1999.
- EESC, 1999 c. Valency and Change in Welfare Organizations in a Merging Europe : Their Contribution to the Development of a European Civil Society. Documentation of the International Conference at the Headquarters of the EESC, 17 December 1999.
- EESC, 2000. Opinion on the Commission Discussion Paper "The Commission and Non-governmental Organisations : Building a Stronger Partnership". CES 811/2000, 13. 07. 2000.
- EESC, 2001. Conference "Organised Civil Society and European Governance", Brussels, 8 and 9 November 2001.
- Evers, Adalbert, 1997. Freie Wohlfahrtspflege und Europäische Integration : Der Dritte Sektor im geeinten Europa. *Zeitschrift für Sozialreform*, 43 (3), 208-227.
- EWLA (European Women Lawyer Association), 2002. Third Contribution of EWLA to the European Convention : What Role Should Be Given to Civil Dialogue? [http : //www.ewla.org/wf-dl/convention_3rd.doc](http://www.ewla.org/wf-dl/convention_3rd.doc) [07. 04. 2003].
- Falkner, Gerda 1998. *EU Social Policy in the 1990's : Towards a Corporatist Policy Community*. London : Routledge.
- Führ, Axel 2002. Europäische Konferenz der sozialen Dienste. [http : //www.social-europe.com/pdfs/axel_fuehr.pdf](http://www.social-europe.com/pdfs/axel_fuehr.pdf) [04. 03. 2003].
- Geyer, Robert, 2001. Can European Union (EU) Social NGOs Co-operate to Promote EU Social Policy? *Journal of Social Policy*, 30 (3), 477-493.
- Gjerm-Onstad, Ole, 1995. The Proposed European Association : A Symbol in Need of Friends. *Voluntas*, 6 (1), 3-21.
- Greenwood, Justin, 2002. The White Paper on Governance & EU Public Affairs : Democratic Deficit or Democratic Overload? Paper prepared for Presentation to the 52 th Annual Conference of the Political Studies Association, Aberdeen, 5. April

2002. [http : //www.psa.ac.uk/cps/2002/greenwood.pdf](http://www.psa.ac.uk/cps/2002/greenwood.pdf) [07. 04. 2003].

Greenwood, Justin, 2003. Interest Representation in the EU : Demos Rules OK? Paper prepared for Presentation to the ARENA Research Seminar, 08. 04. 2003. [http : //www.arena.uio.no/events/papers/Greenwoodpaper.pdf](http://www.arena.uio.no/events/papers/Greenwoodpaper.pdf) [15. 04. 2003].

Hall, Peter A., and Soskice, David, eds., 2001. *Varieties of Capitalism*. Oxford : Oxford University Press.

Jepperson, Ronald L., 2000. Institutional Logics : On the Constitutive Dimensions of the Modern Nation-State Politics. *EUI Working Paper*, RSC 2001/36.

Jochen, Sven and Siegel, Nico A., eds., 2003. *Konzentrierung, Verhandlungsdemokratie und Reformpolitik im Wohlfahrtsstaat : Das Modell Ddeuschland im Vergleich*. Opladen : Leske + Budrich.

Kendall, Jeremy, and Anheter, Helmut K., 1999. The Third Sector and the European Union Policy Process : An Initial Evaluation. *Journal of European Public Policy*, 6 (2), 283-307.

Kirschelt, Herbert, 2000 a. Citizens, Politicians, and Party Cartellization : Political Representation and State Failure in Post-Industrial Democracies. *European Journal of Political Research*, 37 (2), 149-179.

Kischelt, Herdert, 2000 b. Linkages between Citizens and Politicians in Democratic Polities. *Comparative Political Studies*, 33 (6/7), 845-879.

Kohler-Koch, Beate, 1999. The Evolution and Transformation of European Governance. In : Beate Kohler-Koch and Rainer Eising, eds., *The Transformation of European Governance*. London : Routledge, 1999, 14-35.

Liebl, Heimo, 2001. Diakonie in Europa : Chancen und Grenzen diakonischen Handelns im europäischen Rahmen. Jahresempfang der Diakonie Neundettelsau, 08. 03. 2001.

Obradovic, Daniela, 1999. The Distinction between the Social and Civil Dialogue in the European Union. Paper delivered at

the Joint Sessions of the Workshops, Mannheim. <http://www.essex.ac.uk/ecpr/jointsessions/Manpapers/w19/Obradovic.pdf>

Prodi, Romano, 2000. Towards a European Civil Society. Speech for the Second European Social Week, Bad Honnef, 6 April 2000. <http://www.efc.be/fhp/public/taskforce/RomanoProdi.pdf> [07. 04. 2003].

Salamon, Lester M., Sokolowski, S., Wojciech, and Anheier, Helmut K., 2000. Social Origins of Civil Society : An Overview. *Working Papers of the Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project*, 38.

Schofer, Evan, and Fourcade-Gouinchas, Marion, 2001. The Structural Contexts of Civic Engagement : Voluntary Association Membership in Comparative Perspective. *American Sociological Review*, 66 (6), 806-828.

Schmitter, Philippe C., 1992. Interest Systems and the Consolidation of Democracies. *In* : Gary Marks and Larry Diamond, eds., *Reexamining Democracy* Newbury Park, London and New Delhi : Sage, 1992, 156-181.

Schmitter, Philippe C., and Streeck, Wolfgang, 1991. From National Corporatism to Transnational Pluralism : Organized Interests in the Single European Market. *Politics and Society*, 19 (2), 133-164.

Smismans, Stijn, 2002. Civil Society in European Institutional Discourses. *Cahiers Européens de Sciences Po*, 4/2002.

Social Platform (Platform of European Social NGOs), 2001. Democracy, Governance and European NGOs : Building a Stronger Structured Civil Dialogue, March 2001.

Social Platform, 2002. Speaking Note on Civil Dialogue for Giampiero Alhadeff, Convention on the Future of Europe Civil Society Hearings. 24./25 June 2002. <http://www.socialplatform.org/code/en/pres.asp?Page=286> [07. 04. 2003].

Streeck, Wolfgang, 1999. Verträge als soziales Kapital : Von Nutzen und Nutzung des Korporatismus in einer Gesellschaft im Wandel. *Working Paper of the Max-Planck-Institut für Gesellschaftsforschung*, WP 99/2.

US (United States) Government, 2002. Comments of the United States Government on the European Commission's Better Regulation Package. http://europa.eu.int/comm/secretariat_general/sgc/consultation/docs/cont_us.pdf [07. 04. 2003].

Van Deth, Jan W., 2001. The Proof of the Pudding: Social Capital, Democracy, and Citizenship. Modified Paper Prepared for the Delivery at the EURESOC Conference "Social Capital: Interdisciplinary Perspectives." Exeter, UK, 15-20 September 2001.

Van Waarden, Franz, 1993. Über die Beständigkeit nationaler Politikstile und Politiknetzwerke: Eine Studie über die Genese ihrer institutionellen Verankerung. In: Roland Czada and Manfred G. Schmidt, eds., *Verhandlungsdemokratie, Interessenvermittlung, Regierbarkeit*. Opladen: Westdeutscher Verlag, 1993, 191-212.

Warleigh, Alex, 2000. The Hustle: Citizenship Practice, NGOs and 'Policy Coalitions' in the European Union—the Cases of Auto Oil, Drinking Water and Unit Pricing. *Journal of European Public Policy*, 7 (2), 229-243.

Warleigh, Alex, 2001. 'Europeanizing' Civil Society: NGOs as Agents of Political Socialization. *Journal of Common Market Studies*, 39 (4), 619-639.

日本語参考文献

網谷龍介、二〇〇二。「ヨーロッパにおけるガヴァナンスの生成と民主政の困難——『調整』問題の視角から——」『神戸法学雑誌』、五一(四)、一—三九。

上原良子、二〇〇二。「ヨーロッパ統合支持派は統合に何を見たのか?」『創文』、四四九、一六—二〇。

遠藤乾、二〇〇三。「ポスト主権の政治思想——ヨーロッパ連合における補完性原理の可能性——」『思想』、九四五、二〇—七—二二八。

小川有美、二〇〇三。「ヨーロッパ化と政治的正統性の行方」日本比較政治学会編『EUのなかの国民国家——デモクラシーの変容——』早稲田大学出版部、二〇〇三年、一一二四。

中山洋平、一九九二。「フランス第四共和制の政治経済体制：二つのモネ・プランと五三年危機——『近代化』と国家社会関係の歴史的展開——」『国家学会雑誌』、一〇五（三・四）、六六一—三六。

八谷まち子、二〇〇二。「補完制の原則」の確立と課題：『ヨーロッパ社会』の構築へ向けて」櫻井雅夫編『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』石川明教授古希記念論文集』信山社、二〇〇二年、二九—六一。

バディ、B・ビルンボーム、P、一九八六。「国家の歴史社会学」日本経済評論社（Badie, Bertrand, and Birnbaum, Pierre, *Sociologie de l'Etat Paris* : Grasset, 1979）。

横田正顕、一九九七。「ヨーロッパの『ベリフェリー』における寡頭的議会議政——十九世紀ポルトガル政治に関する考察——」『思想』、一七三、一〇二—一三九。

横田正顕、二〇〇三。「New Medi terranean Democracies (NMDs) における新たな「コーポラティズム」の政治的文脈——スペイン・ポルトガルにおける社会的協調」『日本比較政治学会二〇〇三年度研究大会報告論文集』、二八一—二九〇。

本稿は文部科学省科学研究費補助金（基盤研究C）「社会組織資本の比較政治学」（課題番号13620080）による研究成果の一部である。